

機器賃貸借契約書 案

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。) と
は、次の条項により分析機器(以下「機器」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、賃借機器を公務遂行の用に供するものとする。

(機器の内容、数量及び設置場所)

第2条 機器の内容、数量及び設置場所は以下のとおりとする。

機器の内容及び数量 別紙物件明細のとおりとする。

設置場所 沖縄県那覇県税事務所

沖縄県那覇市旭町116-37 南部合同庁舎

(機器の設置工事費)

第3条 機器の納入に必要な運送費、設置工事費は乙の負担とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、平成29年11月1日から平成34年10月31日までとする。

(賃貸借料等)

第5条 機器の賃貸借料は、総額 円(月額 円×60ヶ月)とする。

うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額は、総額 円とする。

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(1) 平成29年度賃借料	円(月額	円)
(2) 平成30年度賃借料	円(月額	円)
(3) 平成31年度賃借料	円(月額	円)
(4) 平成32年度賃借料	円(月額	円)
(5) 平成33年度賃借料	円(月額	円)
(6) 平成34年度賃借料	円(月額	円)

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合においても、当該変更後の

税率に基づく増額または減額はしない。

(料金の請求、支払い)

第6条 第5条に定める貸借料は毎月払いとし、乙は毎月末日において甲の確認を受けて、当該料金を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項による適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

3 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 甲は、自己の責に期すべき事由により貸借料金の支払いを遅延した場合は、第2項の期間満了の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約金額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は免除する。

(定期点検等)

第8条 乙は、機器の故障等について、迅速に対応できる体制を県内に確立するものとする。

2 乙は、契約期間において、毎年度、機器の定期点検を行うものとする。定期点検に必要な経費は乙の負担とする。

3 乙は、機器に不具合が発生した場合は、甲の要請に応じて速やかに関係職員を派遣して修理等に着手するものとする。

4 乙は、前3項に関する業務を直接又は第三者に委託して行う。

5 乙は、前項について、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に委託してはならない。

6 乙は、第4項について、第三者へ委託した業務の履行及び第三者の行為について全責任を負うものとし、第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(機器の引渡及び瑕疵)

第9条 機器の引き渡しは、甲乙双方立ち会いのもと、装備、動作等について良好な状態にあることを確認し行うものとする。

2 既存の設置機器の撤去に要する経費は乙の負担とする。

3 第2条に掲げる機器の設置に際し、接続が必要となる県所有の関連機器等との接続工事のほか、電源工事等に要する経費は乙の負担とする。

4 第2条に掲げる機器の設置に際し、分析、測定を実施する上で必要とされる機材（電源コード、ケ

ーブル、キャリアガス導管等) に要する経費は乙の負担とする。

- 5 乙は、本契約に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示に従い乙の負担で施行するものとする。
- 6 機器の引き渡しの時、機器に瑕疵がある場合は、甲は乙に対して改善の要求を行うことができる。その場合、乙は誠意をもってその瑕疵の改善を行うものとする。
- 7 引き渡し後の機器の隠れたる瑕疵については、乙が責任を持って購入先との補償等について交渉するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第11条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 月 日

甲 那覇市旭町 116-37
沖縄県那覇県税事務所長名

乙

物 件 明 細

品 名	数 量